

第4章 選定項目ごとの調査、予測及び評価手法

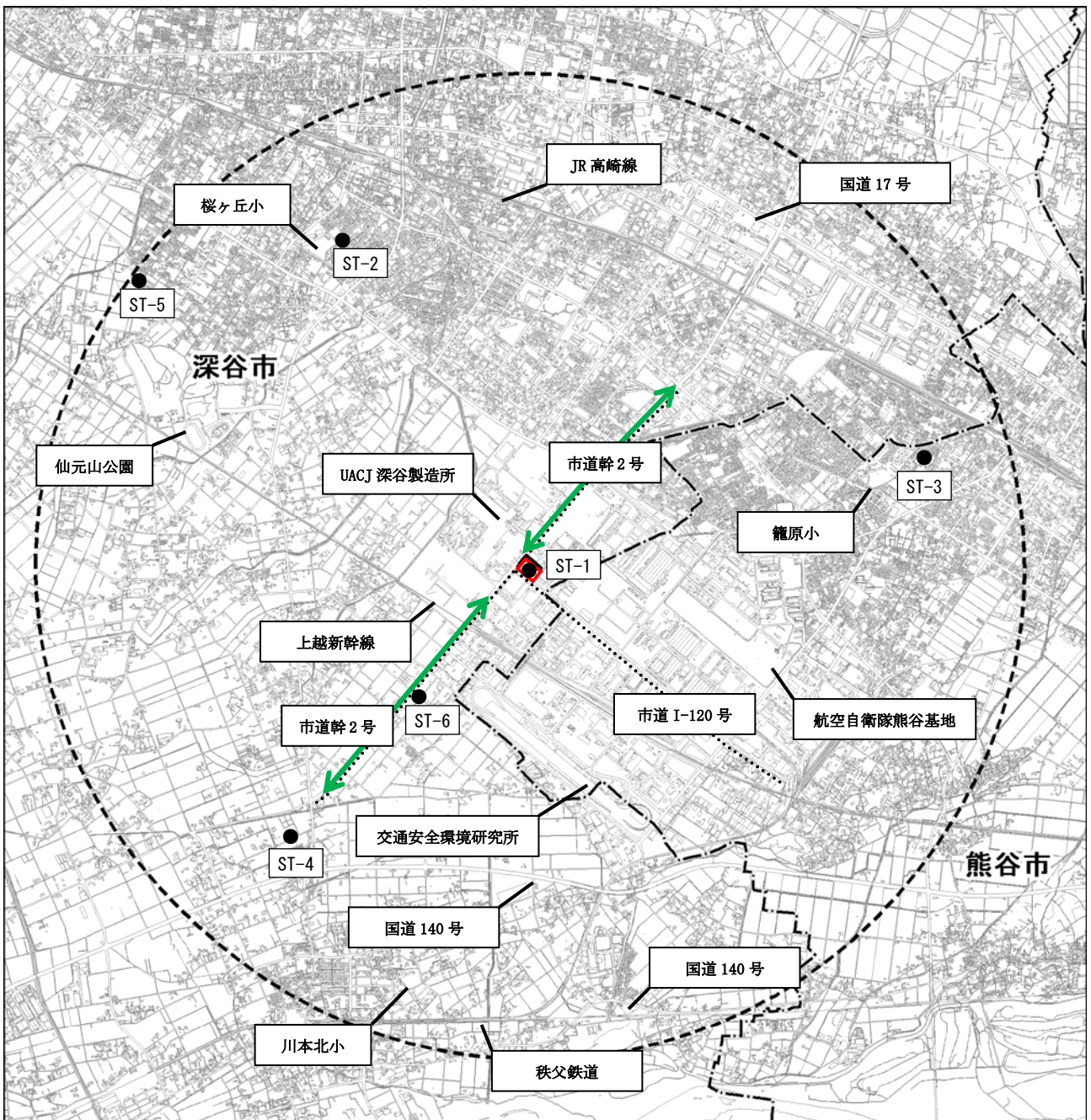
4-1 大気質

【調査内容】

調査内容	
大気質の状況	<ul style="list-style-type: none"> 調査、予測、評価の項目として選定したものの濃度の状況 (二酸化窒素もしくは窒素酸化物、二酸化硫黄もしくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、微小粒子場物質、炭化水素、水銀又はその他の大気質に係る有害物質等)
気象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 風向・風速、大気安定度(日射量、放射収支量)、気温等
大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 既存の発生源(固定発生源、移動発生源)の状況 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
環境大気	対象事業実施区域内 1 地点 (ST-1) 及びその周辺住宅地付近 4 地点 (ST-2～ST-5) の計 5 地点とする。(図 4-1-1 参照)	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、ガス状水銀、微小粒子状物質、降下ばいじん	1. 調査時期及び回数 年間の大気の状態を代表する時期として 4 季
沿道大気、交通量等	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の 1 地点 (ST-6) とする。(図 4-1-1 参照)	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、炭化水素、交通量等	2. 調査期間 7 日間連続
上層気象	対象事業実施区域内 1 地点 (ST-6) とする。(図 4-1-1 参照)	風向・風速、気温	
地上気象	対象事業実施区域内 1 地点 (ST-1) とする。(図 4-1-1 参照)	風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	1. 調査時期及び回数 1 年間の通年



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域から3km範囲
- 市区町村界

- : 調査地点
- ↔ : 資材運搬等の車両及び
廃棄物運搬車両等の主要なルート

1:32,000

0 250 500 1,000 1,500 2,000 m



図 4-1-1 調査地点位置図 (大気質)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
工事中	建設機械の稼働	二酸化窒素	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生による二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		粉じん	建設機械の稼働に伴う土粒子の飛散の状況		工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案して定性的に予測する。	
	資材運搬等の車両の走行	二酸化窒素	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による二酸化窒素（窒素酸化物）の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点とする。	資材運搬等の車両台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両の走行台数等を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
		粉じん	資材運搬等の車両の走行に伴う土粒子の飛散の状況		工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案して定性的に予測する。	

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <p>・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に基づく環境基準</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型の機種を使用する。 建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 建設機械に使用する燃料（軽油）は、適正な品種のものを使用する。 敷地境界には工事用仮囲い等を設置し、粉じん等の飛散防止を図る。 造成工事などで、粉じん等が飛散しやすい気象条件下には適宜散水等の粉じん等の飛散防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 5 時までの運行計画とする。 資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。 資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近に水洗いを行う洗車設備を設置する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働 二酸化窒素 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 ダイオキシン類 水銀	施設の稼働に伴うばい煙の排出による二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類及び水銀の大気中の濃度の変化（年平均値、1時間値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、大気質の状況を把握する。また、事業計画により、施設の稼働に伴い想定されるばい煙の排出条件を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。
	自動車等の走行	二酸化窒素 浮遊粒子状物質 炭化水素	施設の稼働時における廃棄物運搬車両等の走行に伴う排ガスの発生による二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び炭化水素の大気中の濃度の変化（年平均値）	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点と同様とする。	事業計画等により、施設稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、ブルーム式及びパフ式を基本とした拡散モデルを用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に基づく環境基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年環大規第136号）における塩化水素の指針値 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）（平成15年中環審第143号）」におけるガス状水銀の指針値 ・「光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」（昭和51年中央公害対策審議会）」における非メタン炭化水素の指針値 	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

4-2 騒音・低周波音

【調査内容】

調査内容	
騒音及び低周波音の状況	
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
環境騒音	対象事業実施区域の敷地境界4地点 (ST-1～ST-4) とする。(図4-2-1(1)参照)	環境騒音 (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回
低周波音	対象事業実施区域の敷地境界4地点 (ST-1～ST-4) とする。(図4-2-1(1)参照)	低周波音 (G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)	2. 調査期間 24時間連続
道路交通騒音	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の2地点 (ST-5～ST-6) とする。(図4-2-1(2)参照)	道路交通騒音 (L_{Aeq})	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回
自動車交通量・車速	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の2地点 (ST-5～ST-6) とする。(図4-2-1(2)参照)	交通量、走行速度、道路構造	2. 調査期間 7時～19時

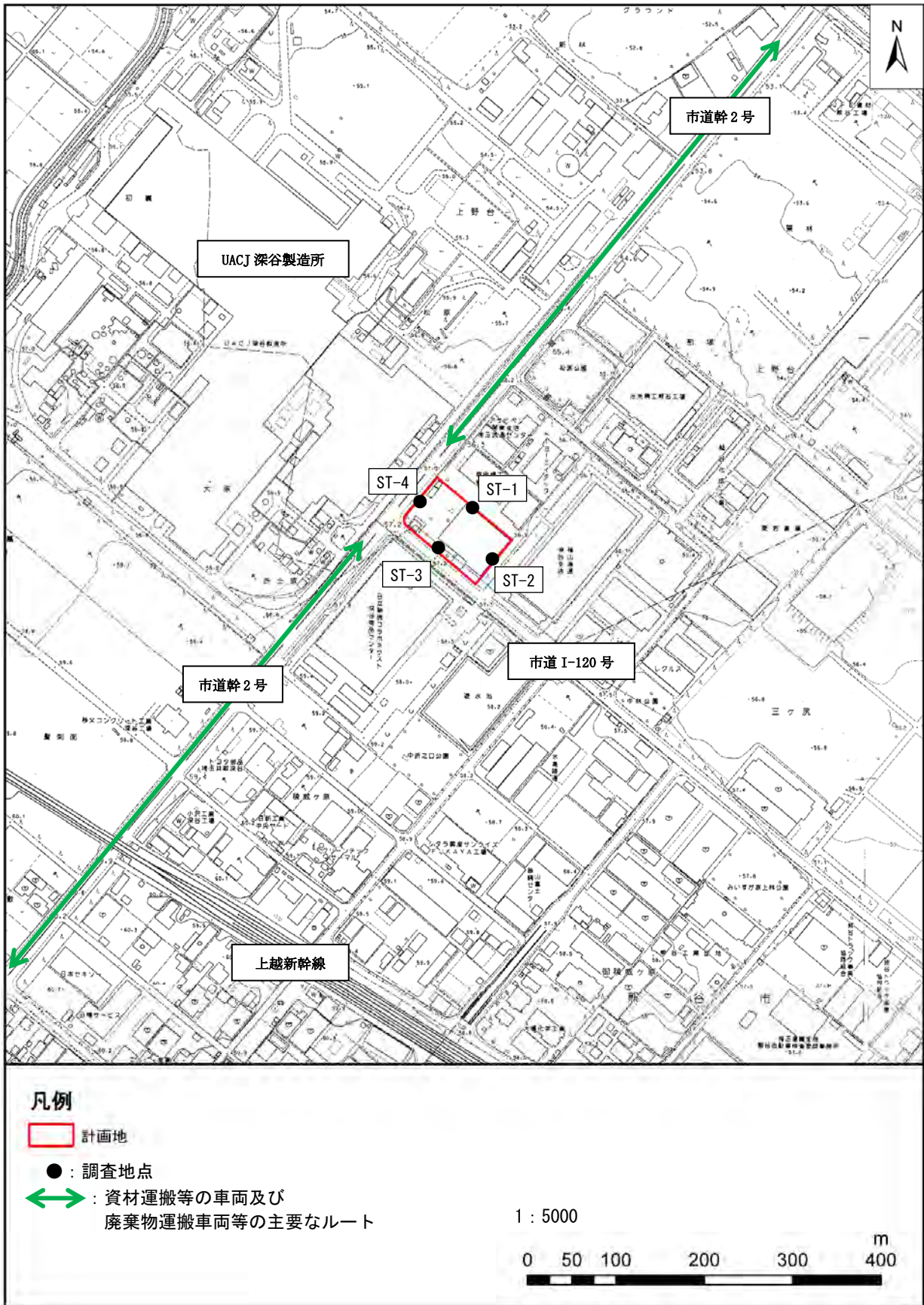


図 4-2-1 (1) 調査地点位置図 (環境騒音、低周波音)

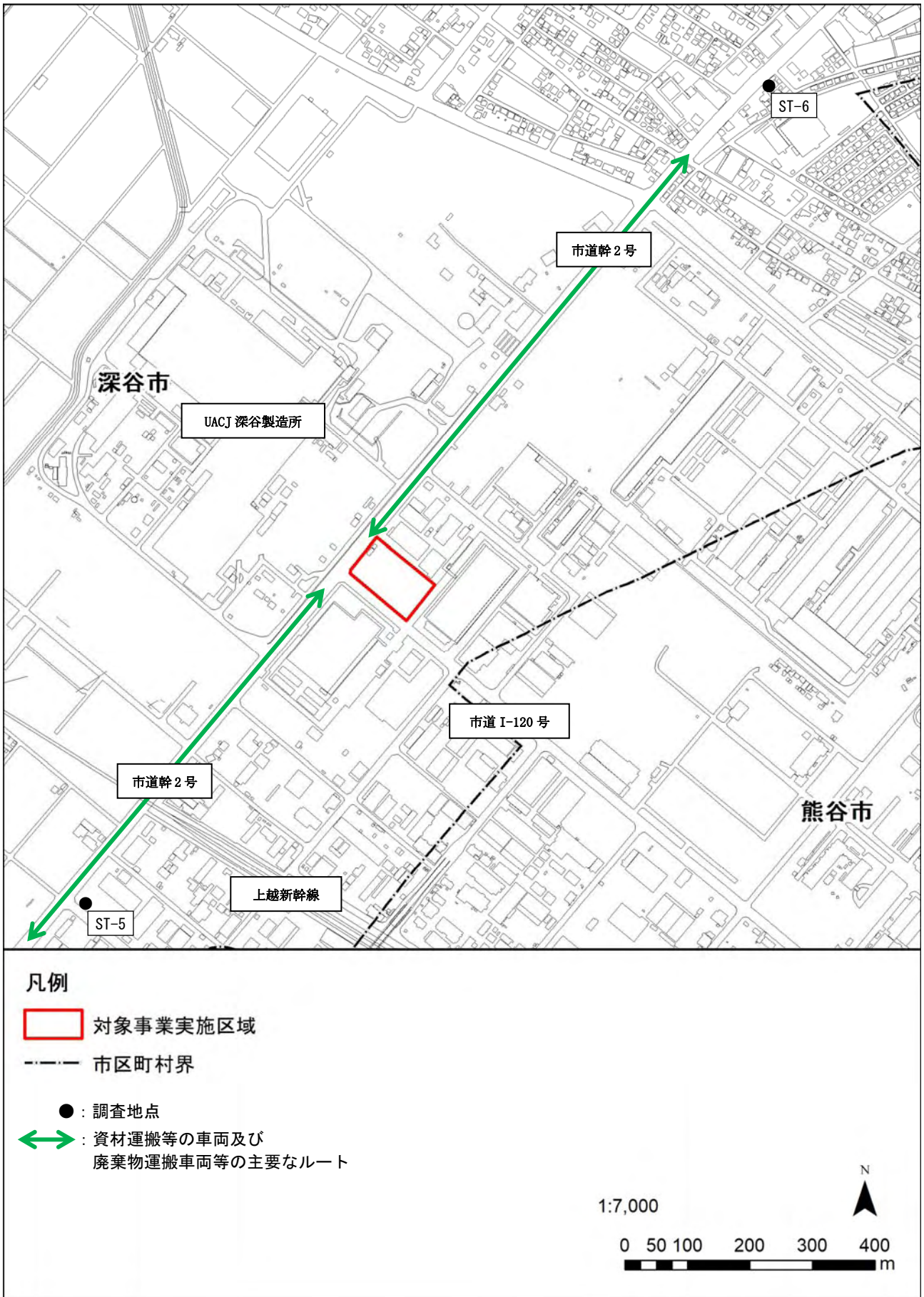


図 4-2-1 (2) 調査地点位置図 (道路交通騒音等)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	騒音資材運搬等の車両の走行	建設機械の稼働による建設作業騒音レベルの変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により建設作業騒音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界の現地調査地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、日本音響学会の建設工事騒音の予測モデル「ASJ CN-Model 2007」を用いて定量的に予測する。
		資材運搬等の車両の走行による道路交通騒音レベル(L _{Aeq})の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により道路交通騒音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 資材運搬等の車両の主要な走行経路上として、道路交通騒音の現地調査地点とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ TN-Model 2013」を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に基づく環境基準 ・「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づく特定建設作業に係る規制基準 </p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。 ・敷地境界又は工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法				
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法	
存在・供用時	施設の稼働	騒音	施設の稼働による工場騒音レベルの変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により騒音レベルの影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界の現地調査地点とする。	・施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。	施設の稼働に伴い想定される騒音発生源等を設定し、騒音発生源からの伝搬過程を考慮した伝搬理論式を用いて定量的に予測する。
		低周波音	施設の稼働による低周波音音圧レベルの変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により低周波音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 低周波音の現地調査地点とする。		施設の稼働に伴い想定される低周波音発生源等を設定し、低周波音発生源からの伝搬過程を考慮した伝搬理論式を用いて定量的に予測する。
	自動車等の走行	騒音	施設の稼働時の廃棄物運搬車両等の走行による道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により道路交通騒音の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上として、道路交通騒音の現地調査地点とする。		事業計画等により、施設の稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、日本音響学会の道路交通騒音予測モデル「ASJ RTN-Model 2013」を用いて定量的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に基づく環境基準 ・「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年条例第 57 号）に基づく特定工場等に係る規制基準 ・「低周波音問題対応の手引書」（平成 16 年環境省）による心身に係る苦情に関する参照値及び物的苦情に関する参照値
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 ・建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・敷地境界における騒音の自主規制値として、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第 4 種区域の規制基準値を適用する。
	<p>自動車交通の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 5 時までの運行計画とする。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

4-3 振動

【調査内容】

調査内容	
振動の状況	
道路交通の状況	・道路の構造、交通量等
振動の伝播に影響を及ぼす地質・地盤の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
環境振動	対象事業実施区域の敷地境界4地点 (ST-1～ST-4) とする。(図4-3-1(1)参照)	環境振動 (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回 2. 調査期間 24時間連続
道路交通振動	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の2地点 (ST-5～ST-6) とする。(図4-3-1(2)参照)	道路交通振動 (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	1. 調査時期及び回数 代表的な1日1回 2. 調査期間 7時～19時
地盤卓越振動数	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の2地点 (ST-5～ST-6) とする。(図4-3-1(2)参照)	地盤卓越振動数	
自動車交通量・車速	資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の2地点 (ST-5～ST-6) とする(図4-3-1(2)参照)。	交通量、走行速度、道路構造	

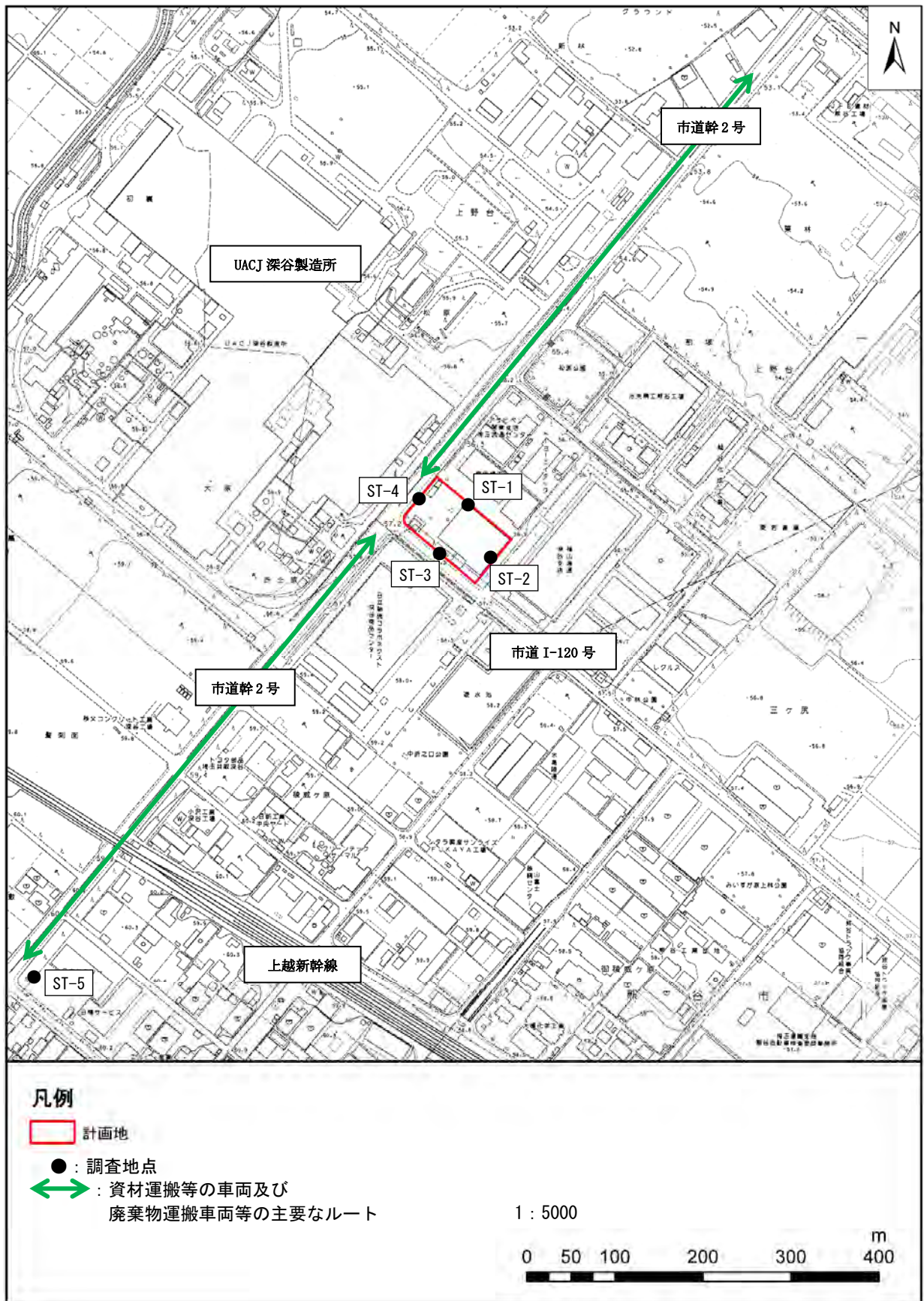


図 4-3-1 (1) 調査地点位置図 (環境振動)

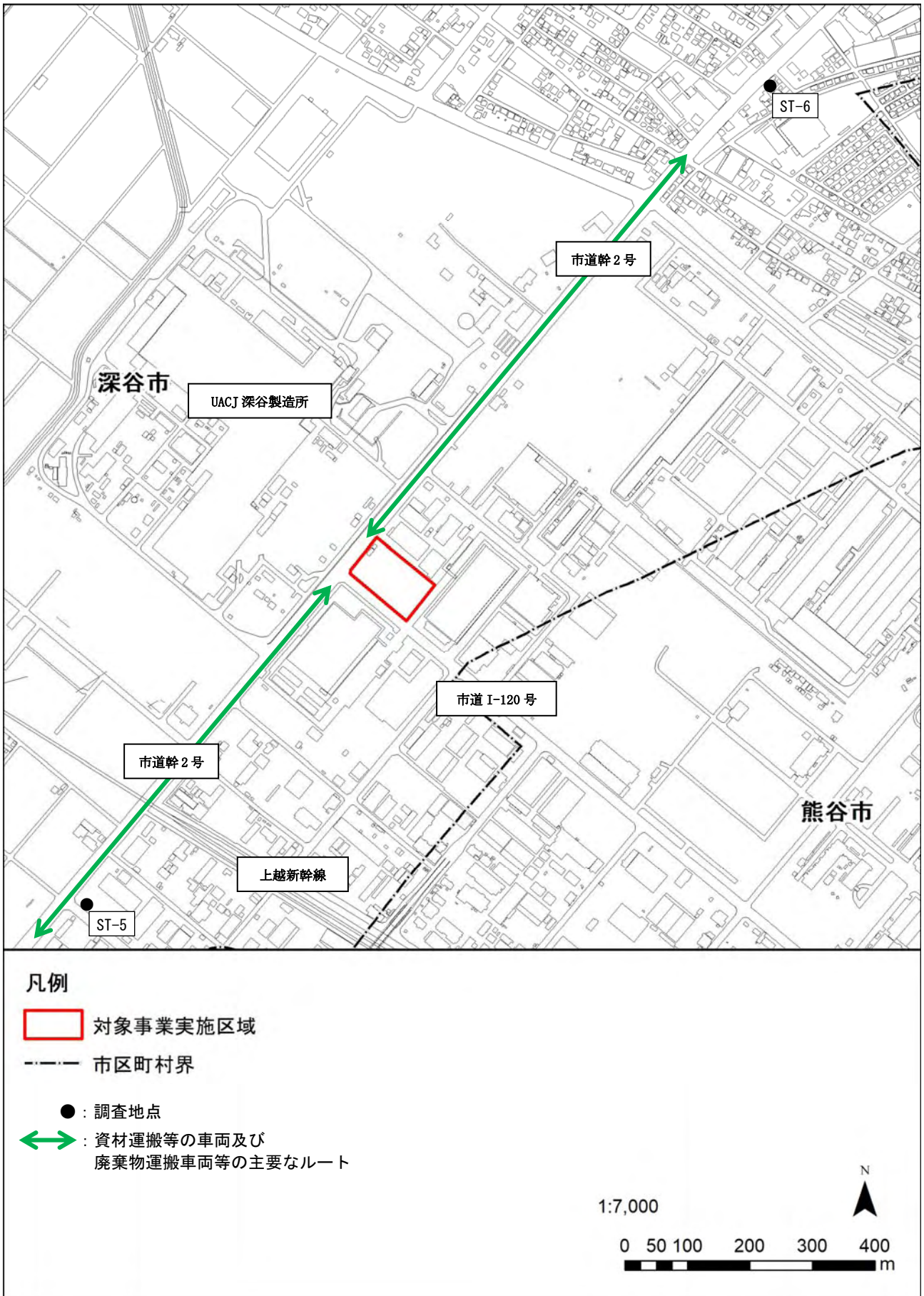


図 4-3-1 (2) 調査地点位置図 (道路交通振動等)

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中	建設機械の稼働	振動	建設機械の稼働による建設作業振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により建設作業振動の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界及び環境振動の現地調査地点とする。	建設機械の稼働台数が最大となる時期	工事計画により、想定される建設機械の種類、稼働台数、配置等を設定し、伝播理論式を用いて定量的に予測する。
	資材運搬等の車両の走行		資材運搬等の車両の走行による道路交通振動レベル(L ₁₀)の変化の程度	1. 予測地域 工事の実施により道路交通振動の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 資材運搬等の車両の主要な走行経路上として、道路交通振動の現地調査地点とする。	資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期	工事計画により、想定される資材運搬等の車両台数を設定し「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(平成25年、国土技術政策総合研究所資料第714号)による道路交通振動の予測式を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度 	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、低振動型の機種を使用する。 ・建設機械の集中稼働ができるだけ生じないような工事計画を検討する。 ・建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 ・建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	振動	施設の稼働による工場振動レベルの変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により振動レベルの影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界の現地調査地点とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。	施設の稼働に伴い想定される振動発生源等を設定し、伝搬理論式を用いて定量的に予測する。
	自動車等の走行		施設の稼働時の廃棄物運搬車両等の走行による道路交通振動レベル(L ₁₀)の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により道路交通振動の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上として、道路交通振動の現地調査地点とする。		事業計画等により、施設の稼働時に想定される廃棄物運搬車両等の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」(2013年、国土技術政策総合研究所資料第714号)による道路交通振動の予測式を用いて定量的に予測する。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)及び「埼玉県生活環境保全条例」(平成13年条例第57号)に基づく特定工場等に係る規制基準 ・「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づく道路交通振動の要請限度	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・敷地境界における振動の自主規制値として、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第2種区域の規制基準値を適用する。
	自動車交通の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・廃棄物運搬車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップに努める。

4-4 悪臭

【調査内容】

調査内容	
悪臭の状況	・臭気指数もしくは臭気の濃度又は特定悪臭物質のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度等の状況（アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質 22 物質、臭気指数）
気象の状況	・風向・風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温等
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	
その他の予測・評価に必要な事項	・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
悪臭の状況	対象事業実施区域の敷地境界 2 地点（風上・風下）とする。（図 4-4-1 参照）	特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計 2 回
気象の状況	対象事業実施区域内 1 地点とする。（前掲「5-1 大気質」における地上気象の ST-1 に同じ）（前掲図 4-1-1 参照）	風向・風速、大気安定度（日射量、放射収支量）、気温等	1. 調査時期及び回数 代表的な 1 日 1 回 2. 調査期間 7 時～19 時

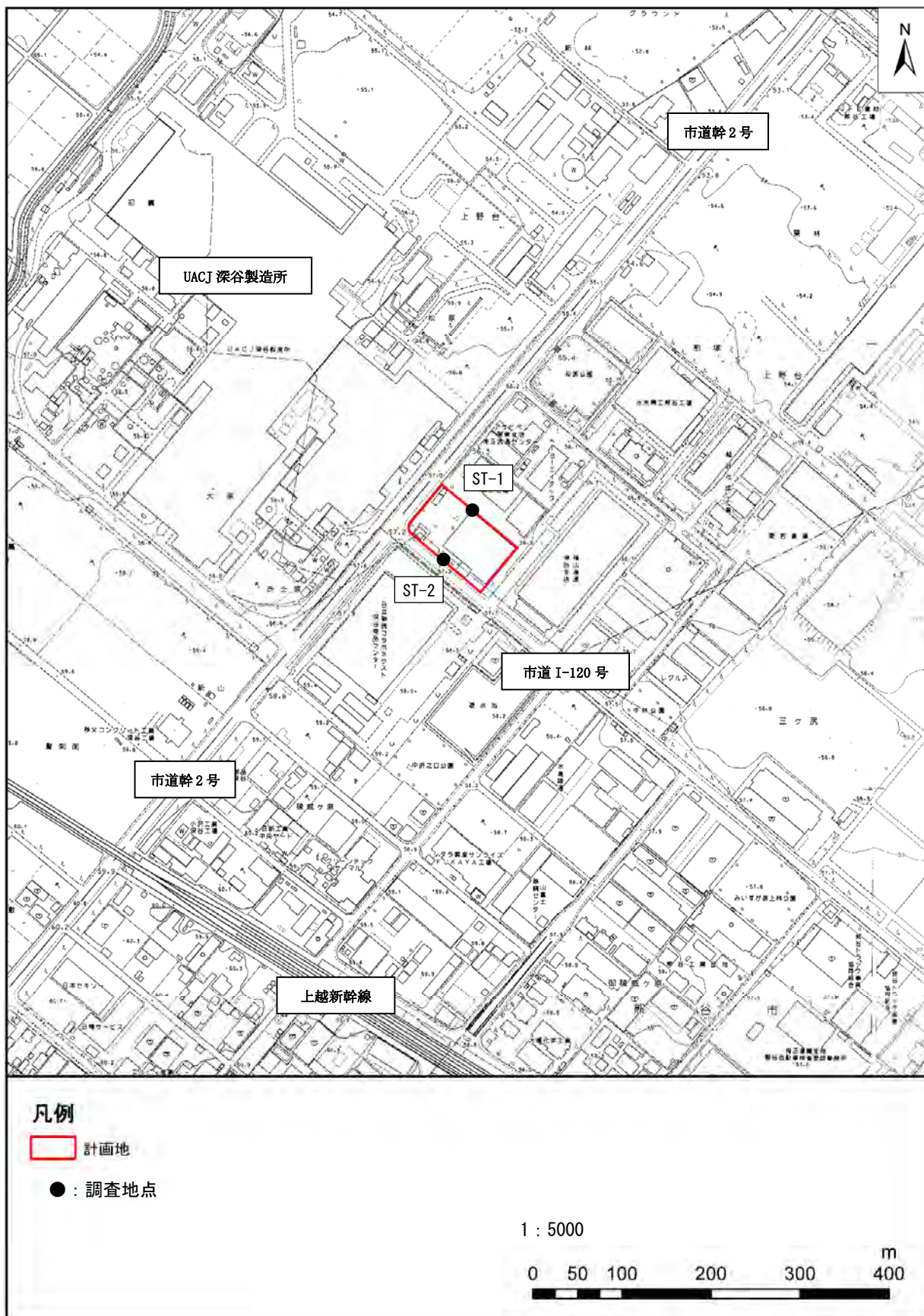


図 4-4-1 調査地点位置図 (悪臭)

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	悪臭 特定悪臭物質の濃度の変化の程度 臭気指数の状況の変化の程度	1. 予測地域 事業の実施により悪臭の影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 敷地境界の現地調査地点とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。	現地調査結果により、既存の悪臭の発生状況を把握する。 また、類似事例の調査、解析及び環境保全措置の内容を考慮して、定性的に予測する。 また、事業計画等により、施設の稼働に伴う排ガス量、予測対象の濃度が特定できるものについては、大気拡散モデルにより定量的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年条例第57号）に基づく敷地境界における規制基準</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみピット内を密閉して負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭すること、また、エアーカーテンをごみピットの出入口に設置することで、悪臭の漏えい防止に努める。 ・臭気の強い夏季等については脱臭装置を稼働させることで、悪臭の漏えい防止に努める。 ・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。 ・既存施設に設置されている方式等を考慮に入れた脱臭装置を設置し、脱臭装置の維持管理を徹底することで悪臭防止に努める。 ・悪臭に係る自主規制値は、「悪臭防止法」において規定されるC区域の規制基準値を適用する。

4-5 土壌

【調査内容】

調査内容	
土壌の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌の汚染に係る環境基準項目…カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム等計 27 項目 ・ダイオキシン類
その他の予測・評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水象の状況（地下水の水位、流向、水質の状況） ・気象の状況（降水量） ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
土壌の状況	対象事業実施区域内 2 地点 (ST-1～ST-2) とする。(掘削等の土工が想定される範囲) (図 4-5-1 参照)	環境基準項目 27 項目 ダイオキシン類	1. 調査時期及び回数 任意の時期に 1 回

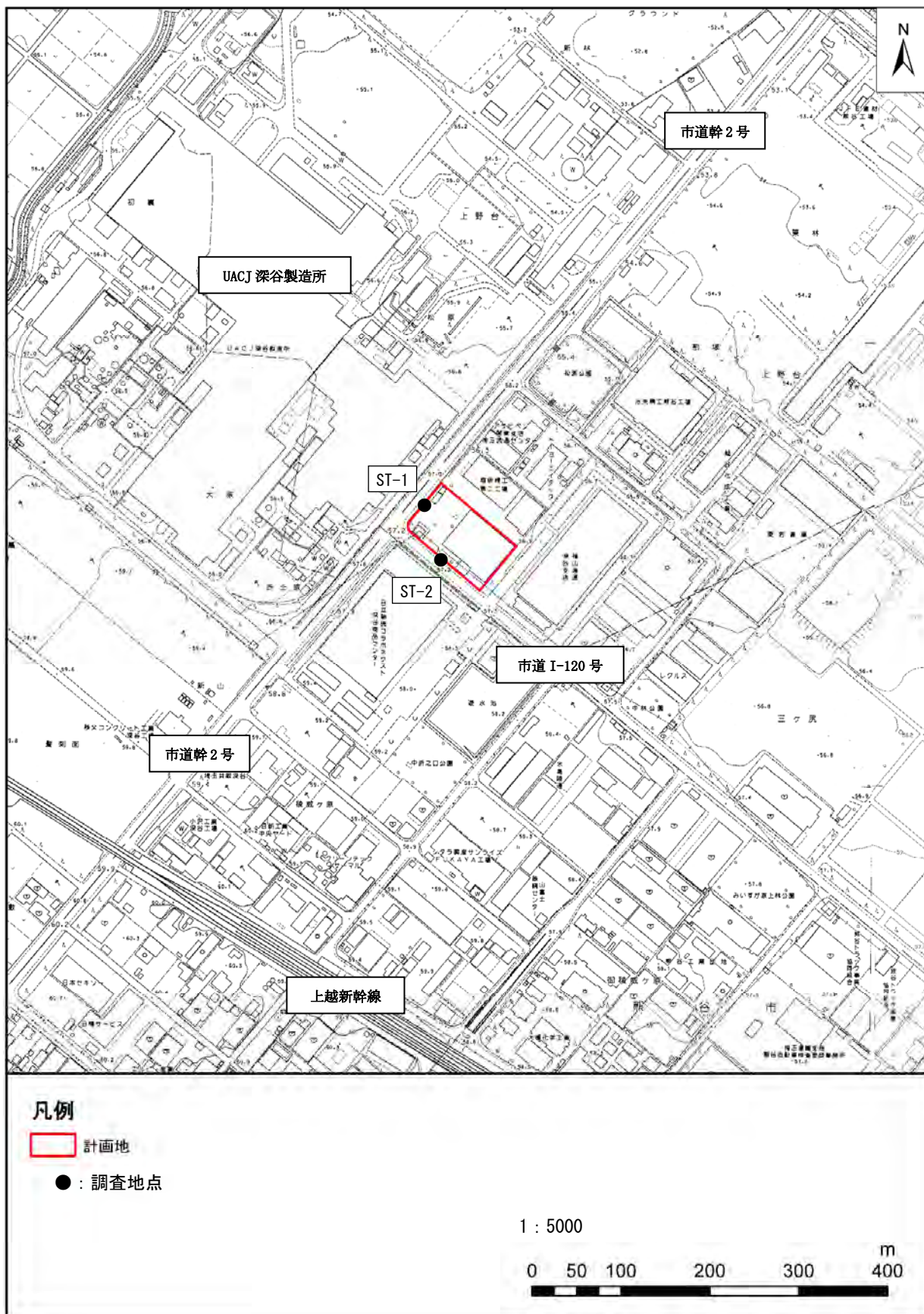


図 4-5-1 調査地点位置図（土壌）

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	土壌中のダイオキシン類	<p>施設の稼働に伴うダイオキシン類の土壌中の汚染発生の可能性及びその程度</p>	<p>1. 予測地域 施設の稼働に伴うばい煙の排出による土壌への影響が及ぶおそれがあると想定される地域として、調査地域と同様とする。</p> <p>2. 予測地点 前掲「5-1 大気質」の環境大気の調査地点と同様とする。</p>	<p>施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。</p>	<p>現地調査結果により、土壌の状況を把握する。また、事業計画により、想定されるばい煙の排出条件を設定し、前掲「5-1 大気質」のばい煙の排出における拡散計算結果、類似事例の解析、または既存知見を基に定性的に予測する。</p>

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に基づく環境基準</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。

4-6 動物

【調査内容】

調査内容	
動物相の状況	・ 生息種及び動物相の特徴
保全すべき種の状況	・ 保全すべき種の生息域（特に営巣地、繁殖地、採餌場所等に留意）及び個体数又は生息密度 ・ 生息環境（水象、地形、植生等）

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
動物	<p>1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺 250m の範囲を基本とする。（図 4-6-1 参照）</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。小型哺乳類を対象としたトラップ（シャーマントラップ）は、対象事業実施区域及び周辺に 4 地点（ST-1～ST-4）において複数設置する。 無人撮影装置は、調整池に隣接した 1 地点に設置する。</p>	哺乳類	春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回
	<p>1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同様とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。ラインセンサスは主に対象事業実施区域及び周辺に設定した 2 ルート、スポットセンサスはルートセンサスの始点・中間点・終点において実施する。</p>	鳥類	春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季の年 5 回
	<p>1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同様とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。</p>	両生類・爬虫類	早春季、春季、夏季、秋季の年 4 回
	<p>1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同様とする。</p> <p>2. 調査地点 調査地域全域とする。昆虫類を対象としたトラップ（ベイトトラップ）は、対象事業実施区域及び周辺に 4 地点（ST-1～ST-4）において複数設置する。 ライトトラップは、調整池に隣接した林地に 1 地点設置する。</p>	昆虫類	早春季、春季、夏季、秋季の年 4 回

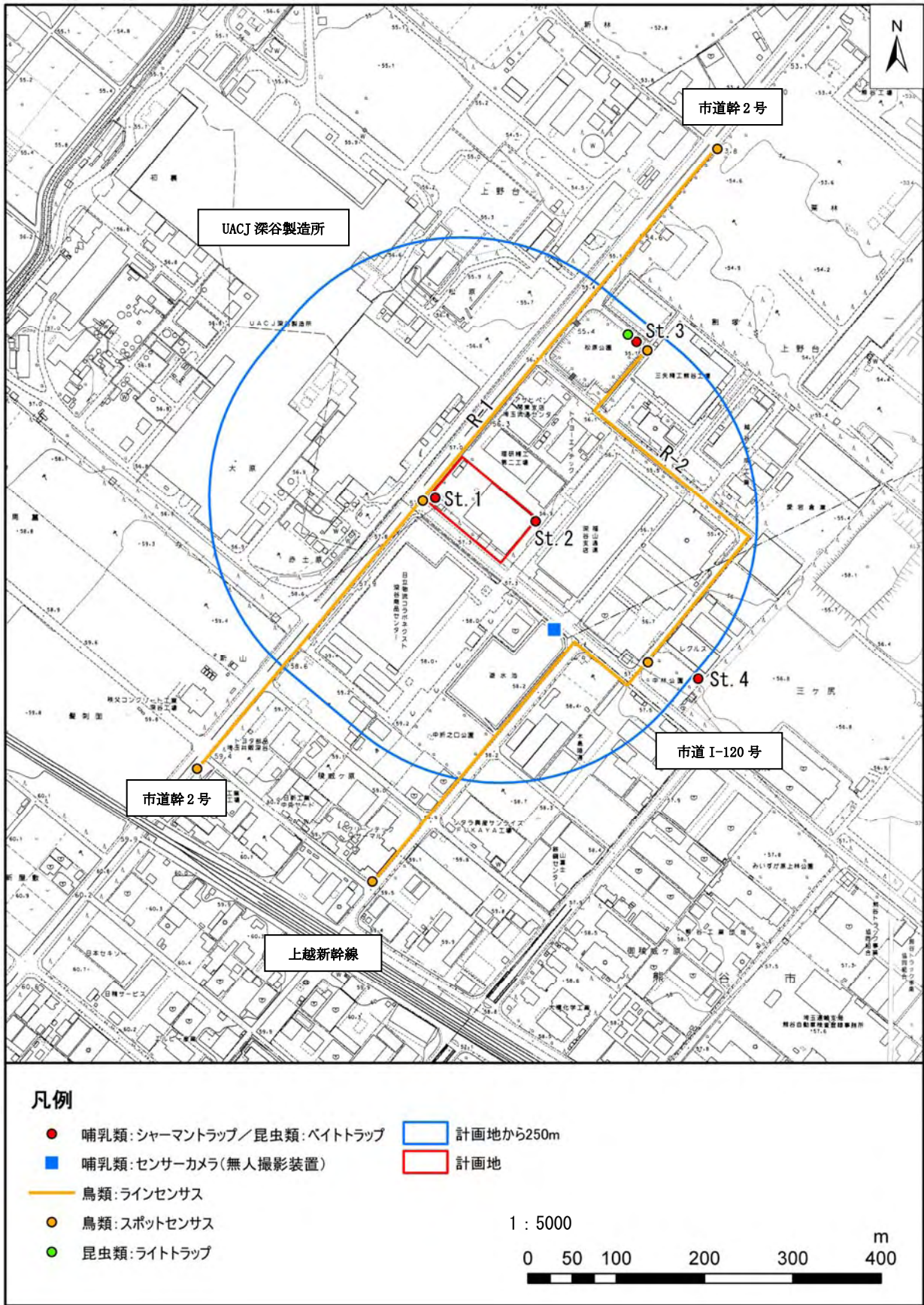


図 4-6-1 動植物調査範囲及び動物調査地点位置図

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 車両の走行、建設機械の稼働、資材運搬等の工事	保全すべき種	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による保全すべき種の生息環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物の保全に係る埼玉県、深谷市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働資材運搬等の車両の走行造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。 対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移動を容易にする等の環境保全措置を検討する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設 の 存在	保全すべき種	保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響を的確に把握できる時期	本事業計画による植生及び地形の改変と保全すべき種の生息確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 動物の保全に係る埼玉県、深谷市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設 の 存在	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持管理を行い、動物の生息環境が保たれるよう努める。 保全すべき動物や生息地について環境保全措置を行った場合には、モニタリング調査によりその状況を確認し、必要に応じて追加の措置を検討する。

4-7 植物

【調査内容】

調査内容	
予測評価に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生育種及び植物相の特徴 ・植生の状況 ・保全すべき種及び保全すべき群落の状況 ・保全すべき種及び保全すべき群落の生育環境

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
植物	1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺 250m の範囲とする。 (前掲図 4-6-1 参照) 2. 調査地点 調査地域全域とする	植物相	春季、夏季、秋季 の年 3 回
	1. 調査地域 「植物相」の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。コードラートは植生区分ごとに 1 ～2 箇所程度設定する。	植生	夏季の 1 回

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境 影響 要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工 事 中	造成等の 工事	保全すべき種	1. 予測地域 現地調査と同じ地 域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とす る。	保全すべき種へ の影響が最大と考 えられる時期	本事業計画による保 全すべき種の生息環 境の変化の程度を把握 したうえで、類似事例 または既存知見を参 考にして定性的に予 測する。
	植生及び保全す べき群落	植生の内容及び程 度並びに保全すべ き群落の生育地の 変化の程度及びそ の他の生育環境へ の影響の程度		植生及び保全す べき群落への影響 が最大と考えられ る時期	

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 植物の保全に係る埼玉県、深谷市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。	
環境の保全に関する配慮方針	造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。 ・対象事業実施区域内に保全すべき種が確認された場合は、必要に応じて改変区域外への移植を行う等の環境保全措置を検討する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在	保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	保全すべき種への影響を的確に把握できる時期	本事業計画及び現存植生図と保全すべき種の生育確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。
	植生及び保全すべき群落	植生の改変の内容及び程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度		植生及び保全すべき群落への影響を的確に把握できる時期	本事業計画及び現存植生図と保全すべき群落の生育確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 植物の保全に係る埼玉県、深谷市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内の緑地整備に当たっては、周辺地域の樹林等との連続性に配慮し、樹種・草種の選定において郷土種を採用する。 ・保全すべき植物について移植等の環境保全措置を行った場合には、モニタリング調査によりその状況を確認し、必要に応じて追加の措置の検討を行う。

4-8 生態系

【調査内容】

調査内容	
地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質、水系、植生等に基づく環境単位の区分 ・環境単位ごとの動物、植物の種の構成
地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出	着目種の抽出に当たっては、動物及び植物の調査結果等により概括的に把握される生態系の特徴に応じて、次の視点から複数の着目種を抽出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の上位に位置する上位性の視点 ・当該生態系の特徴をよく現す典型性の視点 ・特殊な環境の指標となる特殊性の視点
着目種の生態	<ul style="list-style-type: none"> ・着目種の一般的な生態の把握 ・当該地域における個体又は個体群の生態の把握 ・行動圏の広い動物については行動圏及び利用密度、行動圏の狭い動物及び植物については分布域及び分布密度。
着目種と関係種との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・食物連鎖の関係、その他の関係
着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地形・地質、水環境等

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
生態系	1. 調査地域 調査地域は、植物及び動物の調査範囲に準じ、対象事業実施区域及び周辺 250m の範囲とする。(前掲図 4-6-1 参照) 2. 調査地点 調査地域全域とする	地域を特徴づける生態系	動物、植物調査に準じる。

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 の建設機械の稼働、車両の走行、造成等の工事	地域を特徴づける生態系	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響が最大と考えられる時期	本事業計画による着目種及び着目種の生息・生育環境の変化の程度を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 動物、植物、生態系の保全に係る埼玉県、深谷市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働資材運搬等の車両の走行造成等の工事	・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 ・工事中に発生する濁水について、土砂流出防止対策を講じることにより、濁水の発生を抑制する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の存在 地域を特徴づける生態系	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	着目種及び着目種の生息・生育環境への影響を的確に把握できる時期	本事業計画による植生及び地形の改変と着目種の生息確認位置との重ね合わせ等により定量的に予測する。

評価の手法		
評価	◇回避・低減に係る評価 生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 動物、植物、生態系の保全に係る埼玉県、深谷市等の計画や指針等により定めた基準及び目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。	
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在	・対象事業実施区域内の植栽、緩衝緑地については、必要に応じて適正な維持管理を行い、動物の生息環境が保たれるよう努める。

4-9 景観

【調査内容】

調査内容	
主要な眺望景観	・眺望の構成要素の状況（遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率）
主要な眺望地点の状況	・不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
その他の予測・評価に必要な事項	・地域の景観特性 ・地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 ・土地利用状況

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
景観	対象事業実施区域周辺の4地点（ST-1～ST-4）を調査地点とする。（図4-9-1参照）	眺望景観	季節変化を把握するため、4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回。

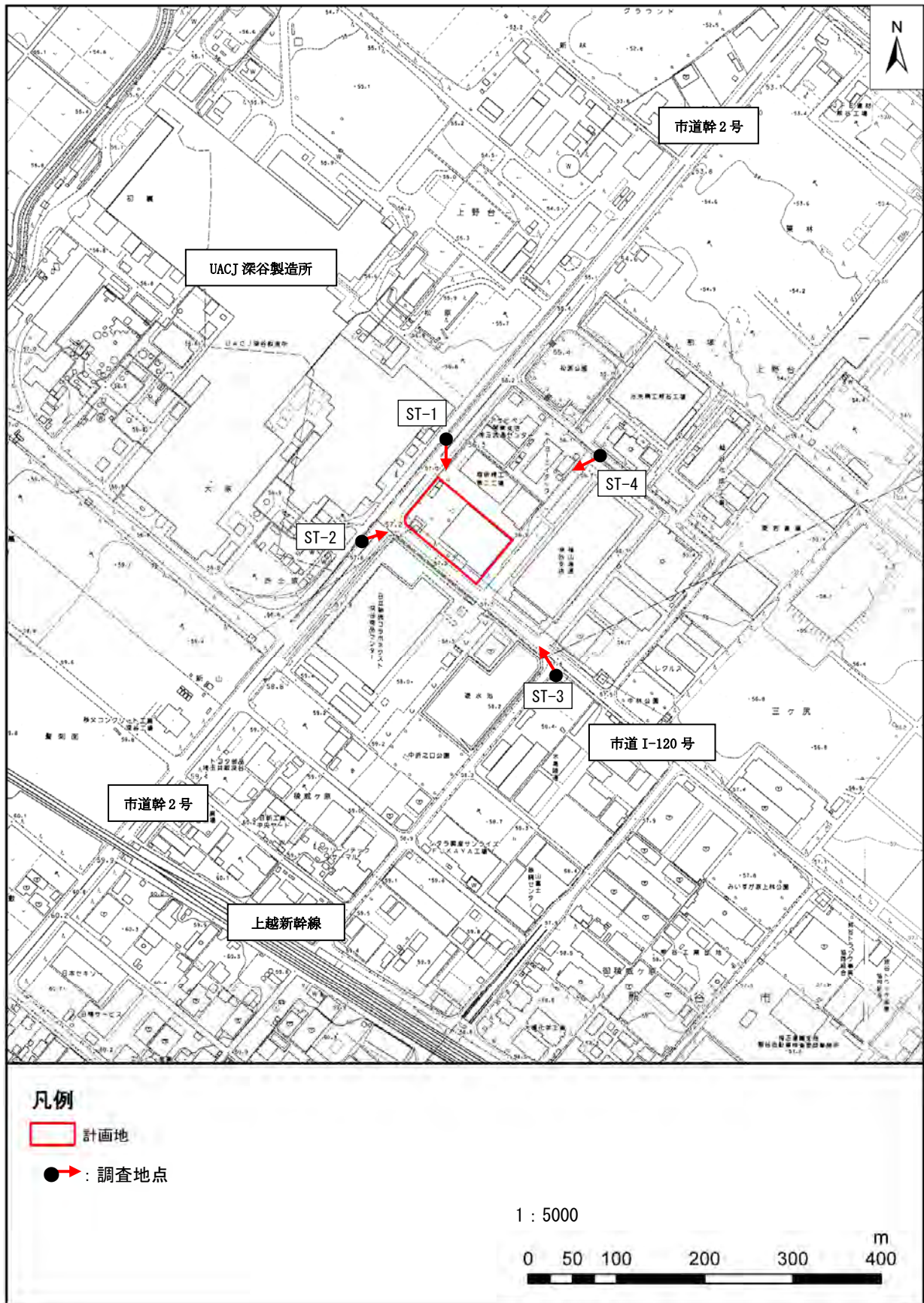


図 4-9-1 調査地点位置図 (景観：近景及び中景)

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境 影響 要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	眺望景観	眺望景観の変化の程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。	施設の完成後	フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較して視覚的に判断できる方法により定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 景観への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県が景観の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設の外観は、周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。 ・対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 ・緑地面積は、対象事業実施区域の県条例の必要数以上を確保する。 ・樹種は、地域の景観等に配慮し、実行可能な範囲で郷土種等を採用する。 ・整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。

4-10 自然とのふれあいの場

【調査内容】

調査内容
自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等
自然とのふれあいの場の利用状況
自然とのふれあいの場への交通手段の状況

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
自然とのふれあいの場	対象事業実施区域周辺の 2 地点 (ST-1～ST-2) を調査地点とする。(図 4-10-1 参照)	自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等	自然とのふれあいの場への影響の予測、評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握できる時期
		自然とのふれあいの場の利用状況	
		自然とのふれあいの場への交通手段の状況	

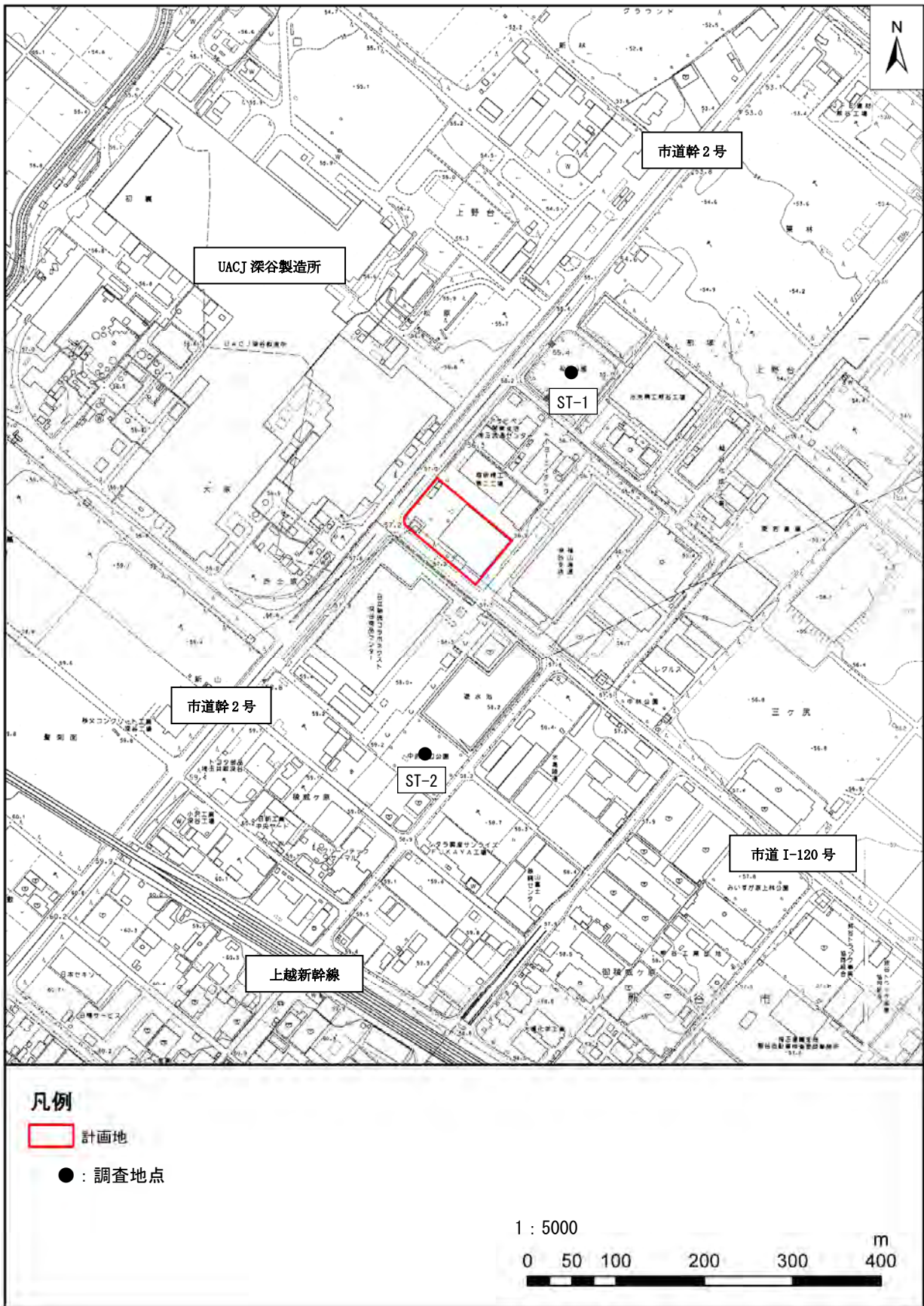


図 4-10-1 調査地点位置図（自然とのふれあいの場）

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境 影響 要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 設 機 械 の 稼 働、 資 材 運 搬 等 の 車 両 の 走 行 建	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。	自然とのふれあいの場への影響が最大と考えられる時期	本事業計画を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 自然とのふれあいの場への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県、川口市等が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>建設機械の稼働資材運搬等の車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は実行可能な範囲で、排出ガス対策型、低騒音・低振動型等の低公害型の機種を使用する。 ・通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前8時から午後6時までの運行計画とする。 ・資材運搬等の車両が特定の日時や特定の場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境 影響 要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設 の 存在、 施設 の 稼働	自然とのふれあいの場 自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度、並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1. 予測地域 現地調査と同じ地域とする。 2. 予測地点 現地調査と同じ地点とする。	自然とのふれあいの場への影響を的確に把握できる時期	本事業計画を把握したうえで、類似事例または既存知見を参考にして定性的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 自然とのふれあいの場への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにすることにより行う。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県等が自然とのふれあいの場の保全に係る計画等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにすることにより行う。</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設稼働に伴い発生するばい煙は、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う</p> <p>設備機器は実行可能な範囲で、低騒音・低振動型の機種を採用する。</p> <p>通勤車両を除く廃棄物運搬車両は、原則として土曜日・日曜日は走行せず、走行時間は午前 8 時から午後 5 時までの運行計画とする。</p>

4-11 日照阻害

【調査内容】

調査内容	
日影の状況	・冬至日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度
その他の予測・評価に必要な事項	・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
日照阻害	冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	日影の状況	冬至日またはその前後の時期に1回
		日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況	
		日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況	

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	日照阻害	施設の建設により、冬至日において日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化	1. 予測地域 日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 予測地点 日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地点とする。	日照への影響を的確に把握することができる時期として、施設の建設後の冬至日	施設の建設前後における時刻別日影図及び等時間日影図を作成し、日影の影響を定性的に予測する。

評価の手法	
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「建築基準法」(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく日影規制
環境の保全に関する配慮方針	施設の存在 ・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。

4-12 電波障害

【調査内容】

調査内容	
電波の発信状況	・チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業実施区域との距離等
電波の受信状況	・電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比 (D/U) 水平パターン、ハイトパターン等
その他の予測・評価に必要な事項	・電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・住宅等の分布状況 ・電波受信の方法

【現地調査内容】

調査区分	調査地点	調査項目	調査期間等
電波障害	電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。	電波の発信状況	任意の時期に1回
		電波の受信状況	
		電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況	
		住宅等の分布状況	
		電波受信の方法	

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境 影響 要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・ 供用時	施設の存在 電波障害	施設の建て替えによる、電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度	1. 予測地域 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とする。 2. 予測地点 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地点とする。	電波受信への影響を的確に把握することができる時期として、施設の建て替え後	遮蔽障害及び反射障害について理論式により計算し、その結果から障害の範囲及び程度を求める。なお、衛星放送等については、遮蔽障害のみを対象とする。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「建造物による受信障害調査要領」（平成 17 年、日本 CATV 技術協会）における受信画面の品質評価基準</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>施設の存在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の高さ及び煙突の配置等に配慮する。 ・地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生する受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATV への加入など適切な対策を実施する。

4-13 廃棄物等

【調査内容】

現地調査は行わない。

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境 影響 要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工 事 中	造 成 等 の 工 事	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中	工事計画に基づき定量的に予測する。

評価の手法	
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 以下に示す法律等に基づき、工事に伴い発生する廃棄物が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)に基づき適正に処理され、また、埼玉県または深谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)</p>
環境の保全に関する配慮方針	<p>造成等の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・再生資材及び再利用資材の活用に努める。 ・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。 ・工事に際して、施工範囲に埋設廃棄物が確認されるような場合には、埋設廃棄物を除去し、適正な処分を行い、区域外に廃棄物等が拡散しないよう適正な措置を実施する。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	施設の稼働	廃棄物	廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、並びに排出抑制の状況	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。	事業計画により、施設の稼働に伴い発生する廃棄物の状況を定量的に予測する。

評価の手法	
評価	◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ◇基準又は目標との整合に係る評価 施設の稼働に伴い発生する廃棄物が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき適正に処理され、また、埼玉県または深谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
環境の保全に関する配慮方針	・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。

4-14 温室効果ガス等

【調査内容】

現地調査は行わない。

【予測及び評価の手法<工事中>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
工事中 建設機械の稼働、 資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス	温室効果ガスの種類ごとの排出量	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	工事期間中	工事計画に基づき、建設機械の稼働や、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
		温室効果ガスの排出量削減の状況			温室効果ガス排出量の削減対策等の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県または深谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の整備を適切に実施し、性能の維持に努める。 建設機械の不必要な空ぶかしや過負荷運転の抑制により、燃費の向上に努める。
	資材運搬等の車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。 資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。

【予測及び評価の手法<存在・供用時>】

環境影響要因	環境要素	予測の手法			
		予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測方法
存在・供用時	自動車等の走行、施設の稼働	温室効果ガスの種類ごとの排出量	1. 予測地域 対象事業実施区域内とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	施設の稼働が概ね定常状態となる時期とする。	事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量を算定する。
		温室効果ガスの排出量削減の状況			事業計画により、施設の稼働及び自動車の走行に伴う温室効果ガス排出量の削減対策の内容及びこれらによる二酸化炭素の排出量の削減率を算定する。

評価の手法		
評価	<p>◇回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</p> <p>◇基準又は目標との整合に係る評価 埼玉県または深谷市の計画や指針等により定めた目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。</p>	
環境の保全に関する配慮方針	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。 ・再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入を図る。 ・断熱性の高い外壁材等の使用に努める。 ・長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。
	自動車等の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ・廃棄物運搬車両等の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。